

令和2年度 事業報告書

公益社団法人 島根被害者サポートセンター

令和2年度、当センターは設立20年目を迎えた。また島根県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けてから7年目、島根県知事から公益社団法人として認定を受けてから5年目を迎え、県内唯一の民間の犯罪被害者支援団体として獲得した社会的な信用を基盤に、更なるレベルアップを目指して活動を開始した。

しかし、新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、感染拡大の収束の見通しが立たない中で、当センターも支援活動や広報啓発活動等に様々な制約を受けざるを得ない状況に直面した。

このような中であって、当センターに課せられた責任を果たし、犯罪の被害者やそのご家族等の視点に立ち、『今できる支援を確実に行う』ために、関係機関との緊密な連携の下、活動に取り組んだ。

各事業の具体的な推進状況等については下記のとおりである。

第1 公益事業

1 相談事業

(1) 電話・メール等相談

支援活動員（事務局員を含む）が、当センター相談専用電話(0120-556-491)等による犯罪被害者等からの電話相談やメールによる相談への対応を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる政府の緊急事態宣言にあわせ、4月17日から5月15日までは、支援活動員が出勤しての対応は停止し、事務局員による対応とした。

電話相談の受理件数は、137件（前年度189件）で、前年度に比べて52件減少した。メール等相談は、9件（前年度21件）で、前年度に比べて12件減少した。

相談の内容は、身体犯被害に関するものが84件で全体の約58%を占めた。

(2) 面接相談

面接相談は22件（前年度30件）で、前年度に比べて8件減少した。

精神的ケアを図るためのカウンセリング支援は8件（前年度12件）で、前



年度に比べて 4 件減少した。カウンセリングの対象者は、交通事故の被害者が 7 件、性的犯罪に係る被害者が 1 件であった。

弁護士による法律相談は 9 件（前年度 7 件）で、前年度に比べて 2 件増加した。

(3) 浜田市における「一日面接相談所」の開設

県西部における支援活動の強化を図るため、毎月 1 回、浜田市の島根県立総合福祉センターにおいて「一日面接相談所」を開設した。

相談件数は 1 件（内容～強制わいせつ未遂事件に関するもの）であった。

2 直接的支援等事業

(1) 直接的支援

ア 付き添い支援等役務の提供

付き添い支援等の直接的支援は 23 件（前年度 42 件）で、前年に比べて 19 件減少した。

支援の内訳は、裁判所関連支援 9 件、弁護士事務所付き添い 7 件、検察庁付き添い 2 件、カウンセリング等送迎 2 件、警察署付き添い 1 件、行政窓口付き添い 1 件、緊急支援金給付申請手続き 1 件であった。



なお、平成 29 年に公益財団法人「しまね国際センター」と取り交わした『被害者支援に関する通訳の派遣に関する申し合わせ』に基づき初の通訳派遣を 1 件要請し、外国人被害者のニーズを把握し適切な支援に努めた。

イ 「全国被害者支援ネットワーク被害者緊急支援金」の支給

直接的支援として、暴行事件の被害者に対し、緊急性、必要性を判断し、全国被害者支援ネットワークに対して、支援金の申込みを行った結果、認められ、被害者へ迅速に支給された。

※ 支給額 1 件計 5 万円〔内訳：暴行（用途は転居費）〕

全国被害者支援ネットワーク被害者緊急支援金の概要

犯罪被害者及びその家族又は遺族が、犯罪被害に起因して費用の支弁が困難で、かつ、緊急に支援が必要な場合、各センターから全国被害者支援ネットワークへ申込みを行い、個別審査の上支給が決定されるもの。支援額は 1 件 5 万円（最大 2 件・10 万円）とされている。

(2) 給付金支給申請の補助

犯罪被害者等給付金の支給を受けるための交付申請の補助については、該当事案がなかった。

(3) 警察からの情報提供に基づく支援活動状況

警察からの情報提供件数は8件（前年度6件）であった。

これに対し面接や電話による相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリング、裁判所関連支援（代理傍聴）等直接的支援活動を行った。

〈罪種別状況〉

罪種	件数
暴行	1件
傷害	1件
強制わいせつ	5件
過失運転致傷	1件
計	8件

〈令和2年度支援活動状況〉

（ ）内は前年度件数

【月別】

	電話相談	メール等相談	面接相談	カウンセリング	法律相談	直接支援	合計
4月	18	0	1	1	2	2	24(48)
5月	13	0	2	0	0	2	17(26)
6月	7	0	0	0	0	0	7(13)
7月	10	0	4	2	1	4	21(27)
8月	8	4	3	2	2	1	20(18)
9月	13	1	1	2	0	1	18(21)
10月	1	1	0	1	0	0	3(18)
11月	11	0	1	0	0	0	12(14)
12月	5	2	0	0	0	2	9(26)
1月	19	0	4	0	3	3	29(12)
2月	14	0	3	0	1	4	22(44)
3月	18	1	3	0	0	4	26(33)
計	137(189)	9(21)	22(30)	8(12)	9(7)	23(42)	208(301)

【内容別】

	電話相談	メール等相談	面接相談	カウンセリング	法律相談	直接支援	合計
身体犯	殺人（傷害致死）	3	0	1	0	0	6(13)
	強盗（致死傷）	0	0	0	0	0	0(51)
	強制性交等	4	1	1	0	0	14(56)
	強制わいせつ	29	3	7	1	5	52(37)
	その他の性暴力	28	2	3	0	2	37(22)
	暴行・傷害	14	0	2	0	0	17(12)
	その他の身体犯	0	0	0	0	0	0(16)
交通事故	危険運転致死傷	0	0	0	0	0	0(0)
	交通死亡事故	0	0	0	0	0	0(4)
	その他の交通事故	11	2	4	7	0	26(5)
財産的被害	5	0	0	0	0	5(12)	
D V	10	0	1	0	0	11(8)	
ストーカー	0	1	0	0	0	1(3)	
虐待	0	0	0	0	0	0(11)	
その他	死別・自殺	0	0	0	0	0	0(0)
	災害被害	0	0	0	0	0	0(0)
	その他	33	0	3	0	2	39(51)
計	137(189)	9(21)	22(30)	8(12)	9(7)	23(42)	208(301)

3 支援活動員養成・研修事業

(1) 被害者支援活動員養成講座

新たな被害者支援活動員の養成を目的として計画していた被害者支援活動員養成講座は新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため中止した。

(2) 支援活動員研修事業

ア 部内研修の開催

支援活動員のスキルアップを目的とした部内研修は、4月と5月は新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため中止したが、6月以降は、参加者のマスク着用、検温の実施、講師席への飛沫防止のためのアクリル板設置、座席間隔の確保、換気等の感染防止対策を徹底して開催した。

<部内研修の状況>

<ロールプレイに取り組む様子>



<部内研修の内容等>

開催日	内 容	講 師
6月20日	令和2年度の支援事業と研修予定	三浦事務局長
7月18日	ロールプレイ(電話相談対応訓練)	恩田支援活動責任者
8月6日	松江地方裁判所研修(裁判傍聴等)	松江地方裁判所 担当者
9月12日	SNS利用による青少年の性被害	島根県警察本部 担当者
10月16日	「全国犯罪被害者支援フォーラム」 オンライン参加	全国被害者支援ネットワーク
11月21日	「被害者支援を考える講演会」聴講 犯罪被害に遭うということ	被害者遺族 岩城順子氏
12月19日	法テラス図書館講座「成年後見人制度」	法テラス島根 常勤弁護士
1月30日	DV及び性被害の被害者への対応	島根県女性相談センター 担当者
2月20日	児童虐待への対応	島根県中央児童相談所 担当者
3月20日	支援事例から考える	恩田支援活動責任者

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修

○ 10月16日～10月18日 開催地 東京都内

「全国犯罪被害者支援フォーラム2020」及び「秋期全国研修会」開催

・YouTube 配信された「全国犯罪被害者支援フォーラム 2020」のみオンライン参加～参加者 7 名

内容

【テーマ】被害少年に対する支援

第 1 部 インタビュー形式による講話

講師～少年期に殺人事件により兄妹を失った遺族

第 2 部 パネルディスカッション

事件により兄妹を失うばかりではなく、子どもを亡くした悲しみで打ちひしがれた親に頼ることのできない子どもに対して、どのように支援を行うのか

○ その他の研修は全て中止

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動

当センターの支援活動に対する認知度を高め、犯罪被害者支援の必要性に対する県民の理解と協力の確保を図るため、広報・啓発活動を下記のとおり推進した。

ア 「ラッピングバス」による広報

- ① 松江市交通局（路線：松江市内）（平成 22 年度から実施）
- ② 石見交通（路線：浜田市内）（平成 23 年度から実施）

松江市交通局のラッピングバス



石見交通企画のラッピングバス



イ 「バス車内放送」による広報（犯罪被害の早期相談について呼びかけ）
松江市営バスの車内CMを、松江市内のバス路線 5 か所（松江駅、裁判所

前、県庁前、市役所前、床几山入口)において放送。

ウ 広報誌・広報グッズ等の作成

- ① 広報誌「ニューズレター」を2回発行(8月・1月) 計1,400部
- ② ポケットティッシュの作成 5,000個
- ③ センター広報リーフレット(改訂版) 10,000部
- ④ 広報用ポケットカード 3,000個
同 ポケットカードケース 60個

<ポケットティッシュ>

<ポケットカード・カードケース>



<センター広報リーフレット>



エ マスコミの活用による広報

- ① 山陰中央新報「さんさん」への掲載(4回)
- ② 山陰中央新報「SHIMANE 飲酒運転0Project」への協賛
- ③ 山陰中央新報・情報紙「りびえーる」への掲載(2回)
- ④ 報道各社への広報資料提供(適宜に実施)

オ ホームページ及びSNSの活用

- ① ホームページに各種施策や活動状況等を掲載、情報発信
- ② SNS利用広報(全国ネットワークと連携)

全国ネットワークと連携し、ツイッター、フェイスブック等にセンターの支援活動に関する情報を掲載、若年層対象の情報発信に努めた。

カ 犯罪被害者週間(11/25～12/1)を中心とした県・県警との合同啓発活動

- ① イオン松江店・JR 松江駅街頭啓発活動 11月24日
- ② いきいきプラザ島根におけるパネル展 11月12日～12月4日

< JR松江駅における啓発活動 >



< イオン松江店における啓発活動 >

< いきいきプラザ島根におけるパネル展 >



キ 島根大学における『命の絆展』の開催

島根大学において、島根県警と共同で、被害者遺族の江角由利子さんの協力を得て『命の絆展』を開催した。

【開催日時】 令和3年2月1日(月)～2月24(水)

【開催場所】 島根大学図書館

< 島根大学 命の絆展 >



(2) 「被害者支援を考える講演会」の開催

当センターの認知度を高め、被害者支援に対する県民の意識啓発を目的として「被害者支援を考える講演会」を開催した。開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、参加定員を例年の半数(概ね70名)に絞り、参加者のマスクの着用や、受付時の検温、換気、参加者の連絡先等の把握等の対策を講じた。

【開催日時】 11月21日(土) 14時～15時30分

【開催場所】 島根県民会館3階大会議室

- 講師 被害者ご遺族 岩城 順子 氏
- 演題「犯罪被害に遭うということ」
- 来場者 約60名

※ 後援をいただいた機関

島根県・島根県警・松江市・島根県被害者支援連絡協議会
法テラス島根・島根県臨床心理士・公認心理師協会

<講演会の模様>



(3) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

ア 「命の大切さを学ぶ教室」(県警委託事業)の開講

県内の中学・高校生を対象に、犯罪被害の悲惨さや遺族の思い、あるいは命の大切さや規範意識についての理解を深めるため「命の大切さを学ぶ教室」を下表のとおり、島根県警察と協同で開催した。

	実施日	開催校	講師名	事務局員 支援活動員
1	7月9日	安来市立第一中学校	三浦 由美子氏	3名
2	10月9日	開星中学校	江角 由利子氏	2名
3	11月5日	松徳学院中学校・高等学校	江角 弘道氏	2名
4	11月17日	石見智翠館高等学校	三浦 由美子氏	2名
5	12月22日	金城中学校	高松 由美子	2名
6	1月29日	開星高等学校	江角 弘道氏	4名
7	3月19日	出雲高等学校	江角 弘道氏	3名

<命の大切さを学ぶ教室の状況>



【開星中学校の状況】



イ 中・高校生向け啓発リーフレット作成・配布
新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るために、当初に計画されていた『命の大切さを学ぶ教室』を中止した学校が相次いだことから、講師を務めていただいている江角弘道さん・由利子さんご夫妻の協力を得て、中・高校生へのメッセージをしたためたリーフレットを作成し、県内の全ての中学校と高等学校に配布した。

(4) その他(関係機関主催の研修等における講義等を通じての広報・啓発)

- ① 島根県警
 - ・ 新規採用少年補導職員に対する教養 6月5日
 - ・ 警察学校交通事故捜査専科における講義 10月22日
- ② 松江刑務所
 - 受刑者に対する『被害者の視点に立った教育』講師 3月3日

第2 運営に関する事項

1 総会、理事会の開催

- ① 第1回理事会(決議省略) 5月25日(決議があったとみなされた日)
[審議事項]
第1号議題 令和元年度事業報告の承認の件
第2号議題 令和元年度計算書類等の承認の件
第3号議題 理事の選任の件
- ② 通常総会 6月11日 いきいきプラザ島根 404 研修室
[審議事項]
第1号議題 令和元年度事業報告の承認の件
第2号議題 令和元年度計算書類等の承認の件

第3号議題 理事の選任の件

[報告事項]

報告1 令和2年度事業計画及び収支予算の件

報告2 日本財団2020年度預保納付金による助成の件

③ 第2回理事会 10月8日 いきいきプラザ島根404研修室

[審議事項]

第1号議題 正会員の承認の件

[報告事項]

報告1 令和2年度上半期代表理事及び業務執行理事の職務執行の状況

報告2 令和2年度上半期の支援活動の状況

報告3 令和2年度下半期の業務予定

報告4 その他

- ・島根県共同募金「しまねテーマ募金」への参加について

- ・日本財団2021年度預保納付金助成事業の申請(案)について

④ 第3回理事会 令和3年3月18日 いきいきプラザ島根5階会議室

[審議事項]

第1号議題 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件

第2号議題 令和3年度通常総会の招集の件

第3号議題 役員を選任の件

[報告事項]

報告1 令和2年度下半期における代表理事及び業務執行理事の職務執行状況

報告2 日本財団2021年度預保納付金による助成の決定

2 関係機関との連携強化

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、関係機関が集う会議や研修は全て中止となった。当センターでは、これまでに構築した機関連携の軸を基に、個別の支援方策や支援制度の在り方について検討・協議を行った。

3 財政基盤強化のためのファンドレイジング

(1) 支援自動販売機の設置

支援自販機取扱会社の協力を得て、清涼飲料水等の売上の一部が当センターへ寄付される「支援自動販売機」の設置促進に務めた。(7台新設)

令和2年度末現在 合計設置台数 112台 寄付金総額 5,514,588円

(2) 赤い羽根「しまねテーマ募金」による募金活動への参加

令和元年度に引き続き、島根県共同募金会によるテーマ募金に参加し、令和3年1月から3月までの間、当センターが行う被害者支援活動の趣旨を広く県民に啓発し募金活動を展開した。

募金活動の結果、募金目標額の10万円を上回る143,000円の募金（寄付）を集めることができた。

当センターへの助成額（加算額を含む）157,000円（令和3年度に当センターに対し助成金として交付される。）

(3) 「2020年 イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

黄色いレシート投函合計金額の1% 23,400円（令和3年4月に受領、令和3年度寄付金に計上）

(4) 全国被害者支援ネットワークによる「ホンデリング」への参加

～中古本の寄贈による売却代金を寄付金として受領～

寄付金総額 26,673円

(5) 募金箱の配布

募金箱（リーフレットケース付き）を協力団体等に配布

寄付金総額 73,030円



※ 令和2年度の寄付総額

寄 付 種 別	金 額
・一般寄付金(企業団体・個人)	226,491円
・幸せの黄色いレシート(2019年度分)	40,300円
・ホンデリングによる寄付金	26,673円
・テーマ募金による寄付金	233,500円
・募金箱による寄付金	73,030円
・支援自動販売機寄付金	5,514,588円
合 計	6,114,582円

4 規程の整備

下記のとおり1件の規程を一部変更した。

- ・「公益社団法人島根被害者サポートセンター事業規程」を一部変更（令和2年5月25日）

5 新型コロナウイルス感染症対策のための環境整備

事業の推進に当たっては、支援活動等に携わる者、支援を求める被害者等いずれもが感染することがないように環境整備を行った。

① 面接相談室に飛沫防止の亚克力板、透明シート等の設置



② 『被害者支援を考える講演会』『支援活動員部内研修』等における講師用亚克力板の設置

③ 感染予防対策品の備え付け

以下の物品は、事務室だけではなく、公用車にも備え付け、感染防止に配慮した。

